

愛読者各位

株式会社日本法令 出版部

『小さな会社・個人の国際税務 頻出ケーススタディ』

お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がございました。
訂正いたしますとともに、みなさまに謹んでお詫び申し上げます。

記

133ページ「相談」11行目～	
誤	正
・給与はすべてアメリカの会社から米ドルで支払われ（年間で額面5,000万円程度）、アメリカの銀行口座に振込み ・生活費として日本の口座に送金した金額年間1,000万円 ご質問は以下のとおりです。 日本でリモートワークした期間の所得は日本での課税対象になるのでしょうか。また、第三国のシンガポールやタイなどでワーケーションした期間や年に数回あるアメリカ本社への出張時の所得も、日本での課税対象となるか、教えて下さい。 もう一点が、生活費として送金した金額についてです。私の場合、給与はすべてアメリカの口座に入金され、生活費として年間1,000万円程度を日本に送金しています。この場合、送金した金額のみが日本での課税対象になるのでしょうか。	・給与はすべてアメリカの会社から日本円で支払われ（年間で額面5,000万円程度）、日本の銀行口座に振込み ・生活費として日本の口座に送金した金額年間1,000万円 ご質問は以下のとおりです。 日本でリモートワークした期間の所得は日本での課税対象になるのでしょうか。また、第三国のシンガポールやタイなどでワーケーションした期間や年に数回あるアメリカ本社への出張時の所得も、日本での課税対象となるか、教えて下さい。 もう一点が、日本に送金した1,000万円についてです。私の場合、給与はすべてアメリカの口座に入金され、生活費として年間1,000万円程度を日本に送金しています。この場合、送金した金額のみが日本での課税対象になるのでしょうか。

相談

私はアメリカ国籍を持つ外国人で、1か月前に日本に長期滞在予定で移住し、アメリカのテック企業でリモートワーカーとして勤務しています。日本の税金のルール上、非永住者という認識でいます。最近業務の都合で海外出張やワーケーションが増えています。

現状は以下のとおりです。

- ・基本的に日本からアメリカ企業にリモート勤務
- ・海外出張（アメリカ、シンガポール、タイ、韓国、台湾など）は年間100日
- ・**年間の休暇日数は30日**

・給与はすべてアメリカの会社から米ドルで支払われ（年間で額面5,000万円程度）、アメリカの銀行口座に振込み

・生活費として日本の口座に送金した金額年間1,000万円
ご質問は以下のとおりです。

日本でリモートワークした期間の所得は日本での課税対象になるのでしょうか。また、第三国のシンガポールやタイなどでワーケーションした期間や年に数回あるアメリカ本社への出張時の所得も、日本での課税対象となるか、教えて下さい。

もう一点が、生活費として送金した金額についてです。私の場合、給与はすべてアメリカの口座に入金され、生活費として年間1,000万円程度を日本に送金しています。この場合、送金した金額のみが日本での課税対象になるのでしょうか。

国 非永住者の税金

133

135ページ16行目（Aさんの発言）	
誤	正
Aさん 相談者さんは「給与はすべてアメリカの会社から米ドルで支払われ、アメリカの銀行口座に振り込み」といっているので、日本に送金した生活費以外は課税対象外と考えてよさそうですね。あ、でも送金課税は国外源泉所得の額が限度でしたよね？そうすると、同一の会社から支払われている給与の額を国内源泉所得と国外源泉所得に分けなきゃいけないってことが……。どうやって分けるんだろう？	Aさん 相談者さんは「給与はすべてアメリカの会社から米ドルで支払われ、アメリカの銀行口座に振り込み」といっているので、日本に送金した生活費以外は課税対象外と考えてよさそうですね。あ、でも送金課税は国外源泉所得の額が限度でしたよね？そうすると、同一の会社から支払われている給与の額を国内源泉所得と国外源泉所得に分けなきゃいけないってことが……。どうやって分けるんだろう？

Bさん うん、そうだね。少なくとも日本で働いた分は国内源泉所得と考えていいね。

Aさん じゃあ次の質問、「第三国のシンガポールやタイなどでワーケーションした期間や、年に数回あるアメリカ本社への出張時の所得も、日本での課税対象となるか」ですが……。給与所得は、「働いた場所」が源泉地になるから、日本以外の場所で働いた分は、国外源泉所得。だから送金した分だけ課税……という認識で合っていますか？

Bさん そのとおり。非居住者の課税範囲は、

- 国外源泉所得以外の所得（≒国内源泉所得）
 - 国外源泉所得で国内において支払われ、または国外から送金されたもの

だから、「海外で働いた分の給与所得」は国外源泉所得になり、日本において支払われ、または送金されない限りは日本の所得税の対象外となる。

Aさん 相談者さんは「給与はすべてアメリカの会社から米ドルで支払われ、アメリカの銀行口座に振り込み」といっているので、日本に送金した生活費以外は課税対象外と考えてよさそうですね。あ、でも送金課税は国外源泉所得の額が限度でしたよね？そうすると、同一の会社から支払われている給与の額を国内源泉所得と国外源泉所得に分けなきゃいけないってことが……。どうやって分けるんだろう？

Bさん 所得税基本通達では、勤務が国内と国外双方にわたって行われた場合の国内源泉所得の計算方法を示しているよ。